

改正案	現行告示
<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第二百二十八号）第五百一第十四條第一号 第五百二十九条之三の 第三号及び第五百二十九条の 第二号の規定に基づき 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のとおりとする。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第五百一第十四條第一号から第五号に掲げる要件（八号に掲げる要件については 火災による煙が発生した場合に 自動的に閉鎖又は作動を促すものとする。）を満たす防火設備の構造方法は 次の各号のいずれかにするものとする。</p> <p>一 次に掲げる構造を有する構造の防火設備とする。</p> <p>ア 常時閉鎖状態を保持する構造の防火戸は 直接手動又は自動的閉鎖をするものから 面積が二平方メートル以下のものを（以下「常時閉鎖防火戸」といふ。）又は 常時閉鎖の戸に設けられた防火戸の戸口の後に 十秒間以内閉鎖をするものとする。</p> <p>イ 閉鎖又は作動を促す際に 当該防火設備（通行用仕切の部分は設けずものに限る。）に接する又は衝突するもの又は閉鎖の発生又は作動を促す装置が設けられたものとする。</p> <p>(1) 当該防火設備の質量（単位 平方メートル）は 構造（単位 一秒）毎平方メートルの 積を兼ねた総値が 十以下であるものとする。</p> <p>(2) 当該防火設備の質量が 十平方メートル以下であるもの 又は 水平方向に閉鎖又は作動を促すもの（開口が 十平方メートル以下であるもの） 閉鎖又は接するもの又は作動を促すもの（接触を感知し</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第二百二十八号）第五百一第十四條第一号 第五百二十九条之三の 及び第五百二十九条の 第二号の規定に基づき 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のとおりとする。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第五百一第十四條第一号から五号に掲げる要件（八号に掲げる要件については 火災による煙が発生した場合に 自動的に閉鎖又は作動を促すものとする。）を満たす防火設備の構造方法は 次の各号のいずれかにするものとする。</p> <p>一 面積が二平方メートル以下の常時閉鎖状態を保持する構造の防火戸は 直接手動又は自動的閉鎖をするもの（以下「常時閉鎖防火戸」といふ。）とする。</p>

が信託するものの総額が千円未満に達しない限り、その
継続後、その期間又は自動的開閉の構造等については、この
限りとする。

- 一 火災警報装置の設置の構造等については、この限りとする。
- イ 第一号ロに掲げる装置の設置の構造等については、この限りとする。
- ロ 居室から地上に連なるまたは廊下、階段その他の通路に設けるものとして、当該防火区画に接して当該通路を隔てて防火が設けられている場合を除き、直接床を隔てたときから、自動的開閉の部分を含むその部分の幅、厚及び下端の床面からの高さ、それぞれ七十五センチメートル以上一・八メートル以上及び五十センチメートル以下とする構造の防火区画とする。

ハト (略)

第二 令第百十 条第十四条第一号イからイに掲げる要件(イに掲げる要件)については、火災による煙の発生した場合には、自動的開閉又は自動的開閉の構造等(イに掲げる要件)を適した防火設備の構造等は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 第一号イからイに掲げる装置の設置の構造等については、この限りとする。
 - 二 (略)
- 第二 令第百十 条第十四条第一号ロ及びロに掲げる要件(イに掲げる要件)については、火災による煙の発生した場合には、自動的開閉又は自動的開閉の構造等(イに掲げる要件)を適した防火設備の構造等は、次の各号のいずれかに定めるものとする。
- 一 第一号イからイに掲げる装置の設置の構造等については、この限りとする。
 - 二 (略)

が信託するものの総額が千円未満に達しない限り、その
継続後、その期間又は自動的開閉の構造等については、この
限りとする。

- 一 火災警報装置の設置の構造等については、この限りとする。
- イ 随時開閉の構造等については、この限りとする。
- ロ 居室から地上に連なるまたは廊下、階段その他の通路に設けるものとして、当該区画に接して当該通路を隔てて防火が設けられている場合を除き、直接床を隔てたときから、自動的開閉の部分を含むその部分の幅、厚及び下端の床面からの高さ、それぞれ七十五センチメートル以上一・八メートル以上及び五十センチメートル以下とする構造の防火区画とする。

ハト (略)

第二 令第百十 条第十四条第一号イからイに掲げる要件(イに掲げる要件)については、火災による煙の発生した場合には、自動的開閉又は自動的開閉の構造等(イに掲げる要件)を適した防火設備の構造等は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 随時開閉の構造等については、この限りとする。
 - 二 (略)
- 第二 令第百十 条第十四条第一号ロ及びロに掲げる要件(イに掲げる要件)については、火災による煙の発生した場合には、自動的開閉又は自動的開閉の構造等(イに掲げる要件)を適した防火設備の構造等は、次の各号のいずれかに定めるものとする。
- 一 随時開閉の構造等については、この限りとする。
 - 二 (略)

第四 令第百十 条第十四号第一号及び第二号に掲げる要件（二）に掲げる要件
はつては 火災による煙を感知し得た場合に 自動的に閉鎖又は作動
するものであること（略）を適する防火設備の構造等は 次各号の
に示すものであること。

- 一 第一号及び第二号に掲げる要件は 防火設備であること。
- 二 (略)

別記 (略)

第四 令第百十 条第十四号第一号及び第二号に掲げる要件（二）に掲げる要件
はつては 火災による煙を感知し得た場合に 自動的に閉鎖又は作動す
るものであること（略）を適する防火設備の構造等は 次各号の
に示すものであること。

- 一 常時閉鎖防火であること。
- 二 (略)

別記 (略)